

経済産業省告示第307号

平成21年10月16日

最終改正 経済産業省告示第256号

令和3年1月27日

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を次のように定め、令和3年1月27日から施行する。

なお、平成15年経済産業省告示第417号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物を定める件）は、平成21年10月31日限り、廃止する。

一 貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第十二号及び第十三号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める当該貨物又はプログラムの使用に係る技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項の中欄に掲げる技術に該当するもの
- 2 外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）第15条第1項第一号に該当するもの（同令第1条第三号に該当する貨物の使用に係る技術（当該貨物を試薬又は標準物質（試験の対象となる物品と比較するための基準とすべき物質をいう。）として使用するための技術に限る。）又は同条第四号ロに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）
- 3 外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第二号又は第7項に該当するもの
- 4 外為令別表の11の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第二号に該当するもの
- 5 外為令別表の12の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第2項又は第3項に該当するもの（第11条第十号へに該当する貨物の使用に係る技術を除く。）
- 6 外為令別表の13の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項

第一号に該当するもの

7 外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの

二 貿易外省令第9条第2項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。

1 外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するもの（第1条第四号ロに該当する貨物のプログラムを除く。）

2 外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第七号、**第七号の二**、第八号の二、**第八号の三**、第九号、**第九号の二**又は第十七号のいずれかに該当するもの

三 貿易外省令第9条第2項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

1 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物

2 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第一号から第四号イまで、第五号、第六号（核燃料用物質の成型加工用装置に限る。）、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当するもの

3 輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十二号ハ若しくはニのいずれかに該当するもの

4 輸出令別表第1の11の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの

5 輸出令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第一号から第三号まで、第四号ロ若しくはハ、第八号、第九号ホからリまで又は第十号イからホまで若しくはトのいずれかに該当するもの

6 輸出令別表第1の13の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第一号ロ、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの

7 輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの

8 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第一号、第二号又は第十一号のいずれかに該当するもの

9 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物

四 貿易外省令第9条第2項第十四号ホ又はへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、第二号の2に該当するものとする。